

東北公益文科大学における研究行動規範

令和8年4月1日

本学で研究を行う者の研究活動を進めるに当たっての行動規範を次のように定める。

- 1 自らの研究が生み出す専門知識及び技術の質を担保する責任を有するとともに、自らの専門知識及び技術を生かして、人類の健康及び福祉、社会の安全及び安寧並びに地球環境の持続性に貢献する責任を有する。
- 2 学術研究の自律性は、社会からの信頼及び負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直かつ誠実に判断し、行動するとともに、自らの専門知識、能力等の維持向上に努め、研究によって生み出される知の正確さ及び正当性を科学的に示す最善の努力を払う。
- 3 自らが携わる研究の意義、役割及びその結果について、中立性及び客観性をもって公表する。
- 4 自らの研究成果が、自身の意図に反して悪用される可能性があることを認識し、研究の実施又は公表に当たっては、社会に許容される適切な手段及び方法を選択する。
- 5 自らの研究の立案、計画、申請、実施、報告等の過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。この場合において、研究・調査データの記録保存及び厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を為さず、及び当該行為に加担しない。
- 6 責任ある研究の実施並びに不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立及び維持は自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究の質的向上並びに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。
- 7 研究への協力者の人格及び人権を尊重する。
- 8 研究・教育・学会活動において、国籍、人種、性、地位、思想、宗教等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由及び人格を尊重する。
- 9 自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言等において、個人と組織の間、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。
- 10 研究の実施に当たっては、法令、関係規則及び関係規程を遵守する。

附則

この行動規範の改正は、令和8年4月1日から施行する。